

平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法人名	
-------------	-------------	--------	--------	-----	--

別表六の二(四)付表四 平二十一年・四・一以後開始連結事業年度分

連 結 法 人 名		区 分		・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
加 入 等 及 び 離 脱 等 以 外 の 連 結 法 人		発生額又は前期繰越額	1	外	円	
		当 期 控 除 額	2			
		翌 期 繰 越 額	3			
			発生額又は前期繰越額	4	外	外
			当 期 控 除 額	5		
			翌 期 繰 越 額	6		
			発生額又は前期繰越額	7	外	外
			当 期 控 除 額	8		
			翌 期 繰 越 額	9		
			発生額又は前期繰越額	10	外	外
			当 期 控 除 額	11		
			翌 期 繰 越 額	12		
			発生額又は前期繰越額	13	外	外
			当 期 控 除 額	14		
			翌 期 繰 越 額	15		
			発生額又は前期繰越額	16	外	外
			当 期 控 除 額	17		
			翌 期 繰 越 額	18		
			発生額又は前期繰越額	19	外	外
			当 期 控 除 額	20		
			翌 期 繰 越 額	21		
	小 計		発生額又は前期繰越額	22	外	外
			当 期 控 除 額	23		
			翌 期 繰 越 額	24		
加 入 等 を し た 連 結 法 人	事業年度又は連結事業年度	発生額又は前期繰越額	25	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
		発生額又は前期繰越額	26	外	円	
		当 期 控 除 額	27			
	事業年度又は連結事業年度		発生額又は前期繰越額	29	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
			発生額又は前期繰越額	30	外	円
			当 期 控 除 額	31		
			翌 期 繰 越 額	32		
			発生額又は前期繰越額	33	外	外
			当 期 控 除 額	34		
	小 計		翌 期 繰 越 額	35		
			発生額又は前期繰越額	36	外	外 ^②
			当 期 控 除 額	37		
合 計		翌 期 繰 越 額	38			
		(36) の 累 積 額	39	①	①+②	
		離脱等をした連結法人の平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細				
		連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
	発生額又は前期繰越額	40		円		
	発生額又は前期繰越額	41				
合 計	発生額又は前期繰越額	42				

別表六の二(四)付表四の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9の2第1項又は第5項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の9第7項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、平成22年4月1日以後開始する連結事業年度から使用します。

2 「発生額又は前期繰越額」の各欄には、前期のこの明細書のその連結法人に係る「翌期繰越額」の金額を移記します。

3 「発生額又は前期繰越額」の各欄の外書には、連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合に、その分割型分割の日の前日を含む事業年度において措置法第42条の4第7項（繰

越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定により法人税額から控除された金額を記載します。

4 当期控除額の各欄は、別表六の二(四)付表一の「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額5」に記載がある場合には、「発生額又は前期繰越額」の金額を移記します。

別表六の二(四)付表一の「一部控除の場合」の各欄に記載がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額を記載します。

(1) 最初の超過連結事業年度 別表六の二(四)付表一の「(8)× $\frac{(9)}{(10)}$ 11」の金額

(2) 最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度 別表六の二(四)付表一の「(12)× $\frac{(13)}{(14)}$ 15」の金額